

2023・2024 年度役員の選出手続きとスケジュールについて

連盟規約第 18 条において、会長を除く役員の任期は 2 年間をもって 1 期とすることとなっており、また期間は 4 月 1 日から翌事業年度 3 月 31 日までとする、と定めていることから、現役員の任期は 2023 年 3 月 31 日までとなる。

2022 年度当初より、連盟としては、一般社団法人化を進めることとし、改選時期に合わせた移行を目指してきた。しかしながら、コロナ対応など学連業務がイレギュラーに進行したことや、法人化に関しては会計の移行など一定の期間をみた措置が必要であること、さらには日学等との調整も残されていることから、2023 年 4 月当初からの法人化は現実的に厳しい状況にある。

したがって、今次役員改選にあたっては、次の通り進めることとする。

1. 次期役員体制の下で、法人化については完遂すべく、2023 年度中に手続きを終えるよう準備を進める。
2. 法人化した場合の役員体制を見越した改選を行っておくこととする。具体的には、
 - ・会長は、法人化後の会長（代表理事）となることを想定した人事を検討する。
 - ・理事長は、法人化後は会長のもとで実務一切を統括する役割を担うことを想定した人事とする。なお、法人化後は通例では専務理事と称することとなることも想定する。
 - ・副理事長は、法人化後は専務理事の下に置かれることから、部門を統括する本部長とする（管理運営、競技強化、学生委員会担当の 3 本部長制）。
 - ・それ以外の組織については変更しない。ただし法人化後は、理事会構成の見直しが必要となるため、今回の改選で理事として選出されても法人化後に理事とならない可能性もあるが、その場合は専門委員（仮称）として引き続き運営にあたることとする。
3. 2. を念頭においたうえで、現在の連盟規約および理事選出に関する細則にしたがって、次の区分により、改選の手続きを進める。
 - ・加盟校から推薦のあった者（「1 号理事」）
 - ・審判部会から推薦のあった者（「2 号理事」）
 - ・学生委員 OG のうち理事会または常任理事会で推薦する者（「3 号理事」）
 - ・学識経験者のうち理事会または常任理事会で推薦する者（「4 号理事」）
4. 「1 号理事」は別の提案により、推薦手続きを開始する。「2～4 号理事」に関しては、理事長および副理事長で原案を定め、次回理事会または常任理事会に提案する。
5. 役員改選のスケジュール

1 月 21 日理事会にて、本文書の内容と別紙の 1 号理事推薦依頼校を決め、総務部より、書類を送付して、推薦手続きを 2 月 24 日までに終える。また 2～4 号理事候補について、名簿を取りまとめる。

3 月に理事会を開催し、2023・2024 年度の役員体制を決定し、5 月に現規約に基づく総会を開催して、事業計画・予算等とともに、承認（追認）をとる。

（以上）